

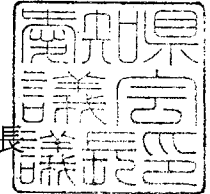


# 行政文書開示決定通知書

6局総第140-1号  
令和6年7月30日

名古屋市民オンブズマン  
新海 聡 様

愛知県議会 議長



令和6年7月16日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

|               |                                                        |                                     |  |
|---------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 行政文書の名称       | 別紙のとおり                                                 |                                     |  |
| 開示を実施する日時及び場所 | 日 時                                                    | 令和6年8月8日 11時00分                     |  |
|               | 場 所                                                    | 県民生活課（県民相談・情報センター）<br>（愛知県自治センター2階） |  |
| 開示の実施の方法      | 写しの交付                                                  |                                     |  |
| 開示の実施に要する費用の額 | 1 写しの作成に要する費用 730円<br><del>2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分</del> |                                     |  |
| 担 当 課         | 議会事務局総務課 予算・厚生グループ<br>電話 052-954-6746(ダイヤルイン)          |                                     |  |

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県議会議長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県議会議長となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課まで御連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

別紙

○行政文書の名称

【支出に関する一切（航空運賃、ホテル代、ホテル名がわかるものを含む）】

- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る概算旅費に関する支出金調書
- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る概算旅費に関する支出金調書
- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る精算旅費（議員）に関する

支出金調書

- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る精算旅費（議員）に関する

支出金調書

【業者選定理由、経緯がわかるもの】

・令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務における企画提案の募集について

・令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務における企画提案の募集について



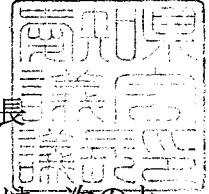
# 行政文書一部開示決定通知書

6局総第140-2号

令和6年7月30日

名古屋市民オンブズマン  
新海 聡 様

愛知県議会 議長



令和6年7月16日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

|                             |                                                |                                     |
|-----------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 行政文書の名称                     | 別紙1のとおり                                        |                                     |
| 開示を実施する日時及び場所               | 日 時                                            | 令和6年8月8日 11時00分                     |
|                             | 場 所                                            | 県民生活課（県民相談・情報センター）<br>（愛知県自治センター2階） |
| 開示の実施の方法                    | 写しの交付                                          |                                     |
| 開示の実施に要する費用の額               | 1 写しの作成に要する費用 1,200円<br>2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分  |                                     |
| 開示しないこととした部分                | 別紙2のとおり                                        |                                     |
| 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由 | 別紙2のとおり                                        |                                     |
| 担 当 課                       | 議会事務局総務課 予算・厚生グループ<br>電話 052-954-6746 (ダイヤルイン) |                                     |

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県議会議長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県議会議長となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課まで御連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。



○行政文書の名称

【委託契約書】

- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務に関する契約書
- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務に関する契約書
- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務に関する変更契約書
- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務に関する変更契約書

【支出に関する一切（航空運賃、ホテル代、ホテル名がわかるものを含む）】

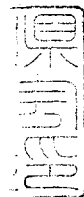
- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務に関する支出金調書
- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務に関する支出金調書
- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る精算旅費（職員）に関する支出金調書
- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る精算旅費（職員）に関する支出金調書
- ・海外調査団（南米）第4回団員会議資料
- ・海外調査団（欧州）第4回団員会議資料

【業者選定理由、経緯がわかるもの】

- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務受託者選考委員会の結果について
- ・令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務受託者選考委員会の結果について

【視察先の決定に関する文書（令和5年7月6日の本会議提案を除く）】

- ・海外調査団（南米）第1回団員会議資料
- ・海外調査団（欧州）第1回団員会議資料
- ・海外調査団（南米）第4回団員会議資料
- ・海外調査団（欧州）第4回団員会議資料



|                                     |                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開示しないこととした部分                        | 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由                                                                                                                                                |
| 個人の氏名、電話番号                          | 愛知県情報公開条例第7条第2号に該当<br>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため                                                                                                            |
| 職員番号、職員個人の住所、口座番号                   | 愛知県情報公開条例第7条第2号に該当<br>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため                                                                                                            |
| 法人の印影、取引先金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義       | 愛知県情報公開条例第7条第3号イに該当<br>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため                                                                                           |
| 行程支援業務受託者選考委員会の委員の氏名及び審査の基準・評点に係るもの | 愛知県情報公開条例第7条第5号に該当<br>・ 県の機関における審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため<br>愛知県情報公開条例第7条6号ロに該当<br>・ 契約に係る事務に関し、地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため |